

出席停止について

学校において予防すべき感染症は、法律で定められています。これらの病気については学校長の判断で「出席停止」となり、お休みされても欠席扱いにはなりません。

病院での受診でこれらの病気と医師に診断された場合は、すぐに学校にお知らせください。原則、連絡を受けた日から出席停止の扱いにさせていただきます。

また、病気が治り登校する場合には、インフルエンザ罹患証明書・治癒証明書（インフルエンザ以外）が必要になります。用紙は学校よりお渡しますが、学校のホームページからも、ダウンロードできるようになっています。必要に応じて、ご利用ください。

学校保健安全法

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過しつつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 病状には個人差があるので、出席停止期間については学校医またはその他の医師の指示によるものとする。

※ 第3種の「その他の感染症」は、溶連菌感染症やマイコプラズマ肺炎など流行等に応じて出席停止とするものがあります。